社会福祉法人　神奈川県社会福祉事業団
あしがら広域福祉センター通所介護
重要事項説明書
〈令和7年4月1日現在〉

1　法人の概要

法人の名称	神奈川県社会福祉事業団
法人の所在地	横浜市中区北仲通3-33
法人の種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長　河原　達也
電話番号	045-305-3111

2　施設概要

施設の名称	あしがら広域福祉センター
施設の所在地	神奈川県足柄上郡大井町西大井1055
施設の指定番号	神奈川県　1471400935号
施設の種類	通所介護　平成29年4月1日指定
管理者・連絡先	小山田　雅子　電話　0465－82－2294
利用定員	25名（総合事業　通所型サービスを含む）
サービス提供地域	大井町、開成町、松田町、小田原市下大井・鬼柳

3　事業所であわせて実施する事項

事業の種類	神奈川県知事の事業者指定	
	指定年月日	指　定　番　号
介護老人福祉施設	平成29年4月１日	1471400943号
短期入所生活介護	平成29年4月１日	1471400935号
訪問介護	平成29年4月１日	1471400935号
居宅介護支援	平成29年4月１日	1471400935号

4　事業の目的と運営方針
(1) 事業の目的
　ご利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴及び食事等の介護その他日常生活上の支援並びに機能訓練等を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。
(2) 運営の方針
　ア　信頼・期待される事業所運営と地域貢献に努めます。

経営理念である「人にやさしい豊かな心」「地域社会への貢献」「活力ある経営」に基づき、ご利用者とご家族等、地域、関係諸団体に信頼・期待される事業所運営に努めるとともに、連携・協働し地域貢献に努めます。

イ　立場・思いに寄り添い、ご利用者本位の心豊かな生活の実現に努めます。

ご利用者とご家族等の立場・思いに寄り添い、ご利用者の意思及び人格を尊重し、自立支援及び状態悪化の防止に努めます。また、ご利用者の小さな希望を汲み取り、自己決定ができ笑顔で楽しみのある生活（「心豊かな生活」）が実現できるよう、創意工夫に努めます。

ウ　ご相談・ご要望・苦情に対し、誠実・適切・迅速に対応します。

ご満足いただけるサービスの提供ができるよう、不安に思われること等、小さなご相談から誠実に受け付け、適切、迅速に対応します。

エ　安心・安全にご利用いただける事業所の維持・管理に努めます。

常に安心・安全にご利用いただけるよう、設備の維持管理を適正に行い、ご利用者の身体状況等に合った生活環境を工夫します。また、防災対策にも力を入れ、職員教育と定期的な防災訓練を実施し、事業所の維持・管理に努めます。

オ　法令遵守による適正な業務推進・管理に努めます。

老人福祉法の理念や介護保険法、諸基準等を遵守し、権利擁護、適正なサービスの提供、リスクマネジメントを徹底し、適正な業務推進・管理に努めます。

5　事業所の職員体制等

別紙のとおり。

6　営業日、営業時間、サービス提供時間

営業日	営業時間	サービス提供日	サービス提供時間
月曜日から金曜日	8:30～　17:30	日曜日から土曜日	9:45～　16:00

但し、1月1日から1月3日までは休業日となります。

7　利用料金

利用料金は、別紙「利用料金表」のとおりです。また、利用料金表以外でも、ご利用者等の希望により生じた費用や日常生活上必要となる実費相当額は、ご利用者の負担となります。

なお、制度の改正や物価等の変動により、料金を変更させていただく場合があります。その際は、事前にご説明いたします。

原則として利用料金は、当月の利用料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者に通知します。毎月27日にご指定の金融機関の口座から引

き落としさせていただきます。

8 キャンセル料

ご利用者のご都合によりキャンセルする場合は、【利用料金表】にあるとおり、キャンセル料を申し受けます。

9 通所介護利用にあたってのお願い・注意事項

喫煙	・タバコは、建物外の決められた場所で喫煙するようにお願いいたします。 ※屋内では、喫煙できませんのでご注意ください。
所持品の持ち込み	・飲食物及び事業所が適当でないと認めた物等は、持参しないようにお願いいたします。
サービスの中止及び通・入院	・サービス利用前に疾病等身体に異常が認められる場合は、事前に事業所にご連絡ください。 ・サービス提供時間中に体調や状態が変化し、当事業所でのサービス提供に支障があると判断した場合には、サービスの利用を中止して頂きます。この場合、必ずご家族へご連絡します。 ・ご利用者の状態によっては、かかりつけ医がいる医療機関やその他の医療機関に通・入院が必要になる場合があります。この場合には、必ずご家族へ連絡し、医療機関への通・入院の付添いや手続き等の対応はご家族に行って頂きます。
事業所の設備・器具の利用	・職員に申し出ていただき、安全に使用できる場合は、自由にご利用できます。
宗教活動・政治活動	・事業所内及送迎車内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
ペットの同行	・ペットを同行することはご遠慮ください。
その他	・故意又は過失により事業所に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

10 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の急変等があった場合は、ご利用者の主治医と連絡をとり、医師の指示に従います。また、ご家族が指定する緊急連絡先に速やかに連絡します。

〇ご家族の緊急連絡先

緊急連絡先	No1	No2
氏　名		
住　所		
電話番号		
携帯番号		
続　柄		

〇主治医連絡先

主治医	
医療機関の名称	
所在地	
電話番号	

11　事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族等に連絡し、必要な措置を講じるものとします。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録をとります。

12　損害賠償

ご利用者が故意又は過失により事業所に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

事業所がサービスの実施にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

13　秘密保持

サービス提供をする上で知り得たご利用者及びその家族に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体的な危機がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

なお、予め文書によりご利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

14　事業所との契約を解約及び終了していただく場合（契約の解約・終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、このような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は解約・終了していただくことになります。

① ご利用者が死亡した場合 ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ③ ご利用者が介護老人福祉施設に入所された場合 ④ 法人が解散、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖又は縮小した場合 ⑤ 事業所の滅失や重大な毀損によりご利用者に対するサービス提供が不可能になった場合 ⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合 ⑦ ご利用者から契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。） ⑧ 事業所から契約解除の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

（１）ご利用者からの契約の解除の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当事業所に契約の解除を申し出ることができます。その場合には、契約解除を希望する７日以上前までに契約終了届をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除することができます。

① 事業所もしくは職員が正当な理由なくこの契約に定める通所介護サービスを実施しない場合 ② 事業所もしくは職員が守秘義務に違反した場合 ③ 事業所もしくは職員が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・名誉・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等、契約を継続し難い重大な事由が認められた場合 ④ 他のご利用者がご利用者の身体・財産・名誉・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合 ⑤ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

（２）事業所からの申し出により契約の解除をしていただく場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を解除していただくことがあります。

① ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ② ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等によるサービス利用料金の支払いが正当な理由なく３カ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにもかかわらず３０日間以内に支払われない場合 ③ ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、事業所又は職員もしくは他の利用者に対して、迷惑行為やハラスメント行為を繰り返す等、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。**※１** ④ ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、故意又は重大な過失により、事業所又は職員もしくは他のご利用者の生命・身体・財産・名誉・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ⑤ やむを得ない事情により事業所を閉鎖または縮小する場合

※　ハラスメント行為とは、下記のア～エに示す通り他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えること。また、メールやＳＮＳ等のコミュニケーションツールの使用も含む。

ア　身体的暴力：身体的な力で危害を及ぼす行為、またその恐れのある行為（相手に物を投げる、唾を吐く、殴る蹴る等）

イ　精神的暴力：人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為（大声を出す・怒鳴る、威圧的な態度、過剰なサービスを要求・強要する等）

ウ　セクシャルハラスメント：性的な嫌がらせ行為（必要もなく体に触る、性的な話をする、好意的な態度を要求する等）

エ　カスタマーハラスメント：不当な要求で業務を妨害すること（執拗な言動を繰り返す、業務の支障をきたす長電話、土下座の強要等）

15　衛生管理及び従業者等の健康管理、感染症対策

（１）事業者はご利用者の使用する食器、その他の備品又は飲用に供する水について、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意します。

（２）職員の清潔保持及び健康状態について、年１回以上（夜勤を行う職員は２回以上）の健康診断、感染症等に対する予防接種等必要な管理を行います。

（３）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する

委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。

（４）感染症の予防及びまん延の防止の指針を整備します。

（５）感染症の予防及びまん延の防止の研修及び訓練を定期的に実施します。

16 身体的拘束等について

（１） 当事業所は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、ご利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、拘束をしない介護を目指します。

（２） ご利用者等の生命や身体を保護するために緊急やむを得ず身体的拘束等でご利用者の行動を制限する場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（３） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、委員会を３カ月に１回以上開催するとともに、その結果について介護職員、その他の職員に周知徹底を図ります。

（４） 身体的拘束等の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

（５） 管理者は「身体拘束等行動制限についての取扱指針」を定めるものとします。

（６） 介護職員、その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

17 虐待防止に向けた体制等

（１）事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施します。

（２）虐待防止検討委員会を設けます。

（３）虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。

（４）職員は、年２回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講します。

18 業務継続計画の策定等について

（１）事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（２）事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な

研修及び訓練を定期的に行います。
（３）事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 非常災害対策

管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備え定期的に年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

20 職員の研修機会の確保

職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けます。

（１）採用時研修　　採用時２カ月以内
（２）施設内研修　　（月１回程度開催）
（研修内容例）
・認知症ケアに関する研修
・個人情報保護についての研修
・倫理及び法令遵守についての研修
・事故発生時の対応及びリスクマネジメントに関する研修
・緊急時の対応方法に関する研修
・感染症及び食中毒の予防に関する研修
・身体拘束廃止・高齢者虐待の防止に向けた研修
・医療的なケアに関する研修
・ターミナルケアの取り組みに関する研修
・精神的ケアに関する研修

21 苦情等申立窓口

当事業所ご相談窓口	・当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。 担 当　あしがら広域福祉センター 苦情解決責任者 所 長　小山田 雅子 受付担当者　生活相談員 根上 美紀 電話番号　0465－82－2294(代) FAX番号 0465－82－1533(代) ・ご意見箱をホーム内に設置してあります。
第三者委員の相談窓口	・社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団苦情解決規程により苦情申出ができます。 ・第三者委員については当事業所ロビーに掲示があります。

その他	・当事業所以外に、ご利用者の居宅サービス計画書を作成した居宅介護支援事業者等あるいは市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

相談・苦情の内容に応じて、次の機関でも受け付けています。
・要介護認定等の市町村の処分に不服がある場合及びサービスについて苦情、相談がある場合

大井町の相談窓口	窓口　　大井町福祉課 所在地　足柄上郡大井町金子1964－1 電話番号 0465－83－8024 FAX　0465－83－8016
松田町の相談窓口	窓口　　松田町福祉課 所在地　足柄上郡松田町松田惣領2037 電話番号 0465－83－1226 FAX　0465－83－1229
開成町の相談窓口	窓口　　開成町福祉介護課 所在地　足柄上郡開成町延沢773 電話番号 0465－84－0320 FAX　0465－85－3433
小田原市の 相談窓口	窓口　　小田原市介護保険課 所在地　小田原市荻窪300 電話番号 0465－33－1827 FAX　0465－33－1838

・要介護者等のサービスについて苦情、相談がある場合

神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連） 介護苦情相談課	所在地　横浜市西区楠町27－1
	ナビダイヤル0570－022110《苦情専用》 電話番号　045－329－3447（直通）

令和　　年　　月　　日

以上のとおりサービス契約の締結にあたり、重要事項を交付し、説明しました。

＜事業者＞　　住 所　神奈川県足柄上郡大井町西大井1055

電 話　0465－82－2294

事業者　あしがら広域福祉センター　通所介護

説明者　　　　　　　　　　　　　　　　印

上記のとおり重要事項の交付・説明を受け、同意しました。

＜利用者＞

住 所

電 話

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　印

＜署名代行者＞

住 所

電 話

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　印

利用者との続柄

＜立会人＞

住 所

電 話

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　印

利用者との続柄

別紙

職員体制　　　　　　　　　　　　　　（令和7年4月1日現在）

職　　種	人　　員
管理者	1名(兼務　1名)
生活相談員	2名以上(兼務　2名)
介護職員	6名以上(兼務　6名)
看護職員	3名以上(兼務　3名)
機能訓練指導員	4名以上(兼務　4名)

サービス内容詳細確認票

No1

サービス区分	サービス内容・手順 （注：具体的な内容・手順を記入）	留意事項等 （介助の内容等を記入）
□　送迎	○送迎にともなう介護等を行います。 □　ア）見守り □　イ）一部介助 □　ウ）全介助 ※利用車種 ・普通車 ・リフト車	
□　排泄介助	○おむつ交換、失禁の世話、採尿器や差し込み便器の介助、トイレへの移動介助又は見守り、誘導などを行います。 ○利用する器具等 □　ア）トイレ誘導 □　イ）採尿器具利用 □　ウ）おむつ交換	
□　衣類の着脱	○日常着の着脱介助を行います □　ア）見守り □　イ）一部介助 □　ウ）全介助 ※なるべく利用者が自分で行えるように配慮いたします。	
□　身体の清拭	○身体を清潔に保つため、全身又は部分的に体を拭きます。洗髪、手浴、足浴など頭髪や手足を直接洗うことも行います。 □　ア）見守り □　イ）一部介助 □　ウ）全介助	

サービス区分	サービス内容・手順 （注：具体的な内容・手順を記入）	留意事項等 （介助の内容等を記入）
□　入浴介助	○　浴室への誘導や見守り、入浴中の洗浄等を行います。 □　ア）医師等の入浴許可の確認 □　イ）見守り □　ウ）一部介助 □　エ）全介助 ※利用浴槽 □　ア）一般浴槽 □　イ）特別浴槽	
□　食事介助	○食事の介助を行います。 □　ア）見守り □　イ）一部介助 □　ウ）全介助	主食 □　常食　□全粥 □　5分粥　□3分粥 □　ミキサー 副食 □　常食　□荒キザミ □　キザミ　□極キザミ □　ソフト食 □　ミキサー
□　服薬管理の支援	○医師の指示の下に服薬管理を行う場合の支援を行います。	
□　グループ活動	○ご利用者の状態に合わせた活動を行います。 □　ア）参加 □　イ）不参加	□日付の確認 □　自己紹介 □　体操 □　その他
□　その他		